

美浦村に建設工事入札参加資格を申請する方へ

1 社会保険加入の要件化について

建設工事の申請受付に際しては、経営事項審査基準日時点で、社会保険等（雇用保険、健康保険、年金保険）への加入を要件とします。（法令等により適用除外となる場合を除きます。）

2 法定外労災保険加入の要件化について

美浦村においては、法定外労災保険の加入を要件としません。

3 申請受付業種

建設業法第2条第1項に係る別表に基づく29業種になります。ただし、格付を行うのは、土木一式、建築一式、電気、管、舗装の5業種に限ります。

4 名簿の登載期間

令和9年3月31日まで

（有効期間の始期については、「令和7・8年度建設工事入札参加資格審査申請の手引き共通書類編6入札参加資格者名簿の登載期間」を参照）

5 名簿の公表

入札参加資格者名簿については、美浦村役場企画財政課窓口での閲覧および美浦村ホームページへの掲載により公表します。（申請書が提出された時点で、公表を同意したものとみなします。）なお、郵送による登録結果の通知は行いませんのでご了承ください。

6 個別書類について

個別書類はありません。

7 問い合わせ先

美浦村役場 総務部企画財政課 管財係

〒300-0492 茨城県稲敷郡美浦村大字受領1515番地

TEL 029-885-0340 内線208

E-mail : kizai@vill.miho.lg.jp